

平成24年4月1日スタート

清須市農地バンク制度

(農業振興地域 農用地)

～ 農地を借りたい人・貸したい人を登録します ～

もっと広い
土地で農業が
できないかな？

本格的に農業をや
りたいけど、農地が
ないしなあ・・・

だれか農地を
貸してくれない
かな・・・

耕作できないから
だれか農地を借りて
くれないかな？

農業もやれないし、
草刈しかできないか
ら耕作してくれる人
はいないかな？

農地バンク制度では、農地を『借
りたい』・『貸したい』という情報
を集め、農地の効率的な利用を促進
し、耕作放棄地の増加を防止します。
対象農地としては、**農業振興地域
農用地**とします。

このようなときは、
【農地バンク制度】
についてお問合せください。

問合せ先：清須市耕作放棄地対策協議会（清須市役所産業課内）
TEL 052 - 400 - 2911（内線1323）

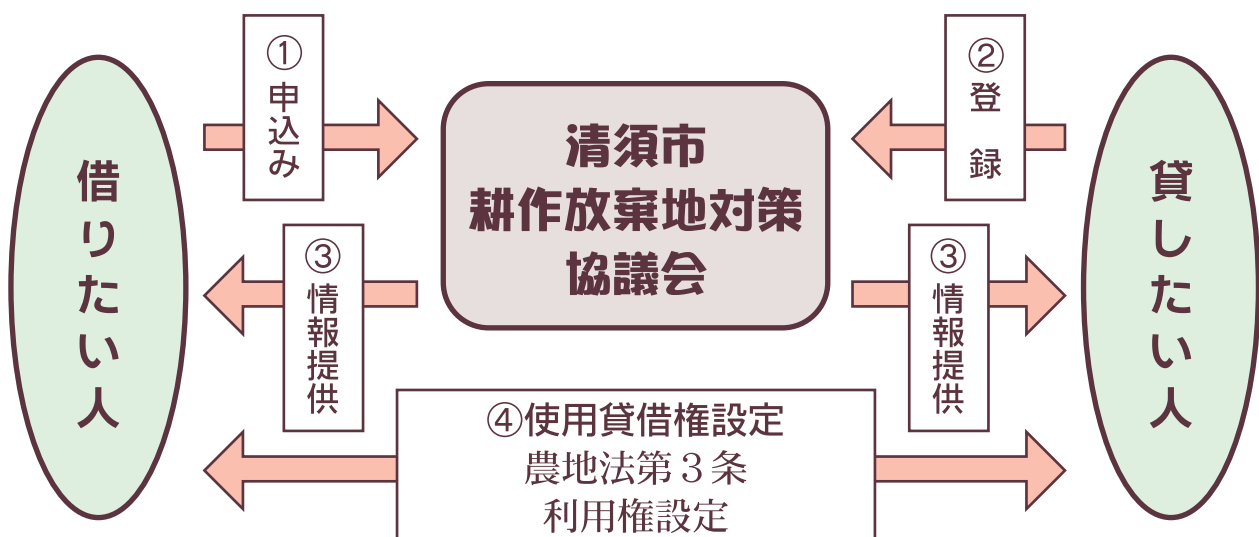
◆ 農地を借りたい人

- 1) 農家要件のある農業者及び一般法人・農業生産法人・認定農業者 等
- 2) 新規に農地を借りたい個人・法人
 - ①農地を所有してはいないが一定の農業経験のある方で、営農計画書を提出し、清須市耕作放棄地対策協議会の承認を得た方
(一定の農業要件とは)
 - ・ 農業高校、農業大学校等専門的な機関の卒業者又は卒業見込の者
 - ・ 農業体験塾等において、農家の方から3年以上の指導を受けた経験のある方
 - ②農業への新規参入を希望する一般法人
 - ・ 営農計画書を提出し、清須市耕作放棄地対策協議会の承認を得た法人
 - ・ 農地の貸借において、解除条件付契約を締結できる法人 等
- 3) 5年以上耕作可能な農業者及び一般法人・農業生産法人・認定農業者 等

◆ 農地を貸したい人

- 1) 清須市内に農地（田・畑）を有し、5年以上貸出可能な方
『清須市農地バンク制度登録申請書』に必要事項を記入し、清須市耕作放棄地対策協議会事務局へ提出してください。
- 2) 耕作放棄地と認定された農地の所有者
※貸借権を設定する場合には、所有者で耕作可能な状態にするか、清須市耕作放棄地対策協議会へ再生費用の負担をしていただきます。

◆ 制度の流れ



◆ 注意事項

- 1) 貸借権設定については、使用貸借権（無償）の設定となります。
- 2) 農地バンクに登録されても、借り手が必ず見つかるわけではありません。
見つからない場合は、登録された農地であっても農地所有者で農地として適切に管理してください。
- 3) 農地の売買のあっせんは原則として行いません。